

令和 5 年 11 月 1 日
山 形 県 企 業 局

新野川第一発電所及び野川第二発電所の売電に係る公募型プロポーザル質問に関する回答書

質問事項	内容	回答
契約保証金について	・銀行保証書での納入は可能でしょうか。	・契約保証については、山形県公営企業財務規程第 144 条の規定のいずれかに該当するものであれば可能です。なお、山形県公営企業財務規程については、県ホームページにより御確認いただけます。 https://en3-jg.d1-law.com/yamagata-ken/d1w_reiki/H353975300011/H353975300011.html
発電予想の通知について	・前日の 10 時頃前までより早めることは可能でしょうか。 ※週間計画等の提出についても協議は可能でしょうか。	・電力受給契約時の協議により決めていく事項と考えられます。
発電側課金について	・2024 年度から始まります発電側課金については貴庁の負担という認識でよろしいでしょうか。	・対象の発電所は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」により認定を受けた FIT 発電所でありますので、課金対象外と認識しております。
容量市場について	・容量市場には参入していないという認識で宜しいでしょうか。	・そのとおりです。
提案について	・提案時に示した内容・数量について、履行義務は発生しますか。 ※電力の地産地消の項目での販売電力量の大きさ等	・当然、履行できる事業を提案していただけるものと考えております。なお、様式 4 の電力の地産地消に記載する販売量は、令和 4 年度の販売実績になっておりますので、様式等を御確認ください。